

(写)

10年保存

機密性 1

令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで

基賃発 0205 第1号
令和6年2月5日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
賃金課長

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

特定最低賃金の適用対象業種の範囲については、平成25年10月改定の日本標準産業分類（以下「旧産業分類」という。）に基づいて定めているところであるが、今般、総務省において、令和5年6月16日の統計委員会答申を踏まえ、日本標準産業分類の改定に係る告示（同年7月27日総務省告示第256号。別添1参照。以下「新産業分類」という。）がなされ、令和6年4月1日から施行されることとされている。

については、今般の改正に伴う今後の特定最低賃金の取扱いについて、下記のとおりとするので、遺漏なきを期されたい。

記

1 日本標準産業分類の改定の概要等

(1) 日本標準産業分類の改定の概要

新産業分類の概要は、別添2のとおり「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」等の設定、「,」（カンマ）の「,」（読点）への修正等であること。

(2) 新産業分類の特定最低賃金に対する影響

このうち、現在設定されている特定最低賃金において、新産業分類における分類項目の新設、再編及び名称の変更が行われる主な産業は次のとおりであること。

- ① 糖類製造業
- ② 各種商品小売業
- ③ 百貨店、総合スーパー

また、これらの産業について、新産業分類における変更内容は次の表のとおりであること。

<旧産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名
09			食料品製造業
	095		糖類製造業
56			各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）
	561	5611	百貨店，総合スーパー
	569	5699	その他の各種商品小売業
58			飲食料品小売業
	589	5891	コンビニエンスストア
60			その他の小売業
	603	6031	ドラッグストア
	609	6091	ホームセンター



<新産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09			食料品製造業	
	095		砂糖・でんぷん糖類製造業	名称変更
56			各種商品小売業	
	561	5611	百貨店	「百貨店，総合スーパー」を分割して新設
	562	5621	総合スーパーマーケット	
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	均一価格店	新設
	569	5699	その他の各種商品小売業	名称変更

このほか、「,」（カンマ）が「.」（読点）に修正されたことに伴い、特定最低賃金の件名及び適用対象業種の範囲の表示について改正が必要であること（例えば、旧産業分類における「管理，補助的経済活動を行う事業所」、E313「船舶製造・修理業，船用機関製造業」等）。

2 令和6年度以降の特定最低賃金の改正、新設、廃止の申出及び決定における取扱い

(1) 特定最低賃金の改正の申出及び決定

ア 改正の申出

特定最低賃金の改正の申出における件名及び適用対象業種の範囲については、当該申出に係る既設の特定最低賃金において定めている旧産業分類に基づくものとする。

この場合の申出の受付に際しては、当該申出に係る既設の特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更しようとするものではないことを確認すること。

イ 改正の決定

改正の決定における件名及び適用対象業種の範囲については、新産業分類に基づくものとし、新産業分類に基づき既設の特定最低賃金の件名表示又は適用対象業種の範囲に係る表示を改める必要があるものについては、最低賃金審議会における審議を経て、当該新産業分類に基づく件名表示又は適用対象業種の範囲に係る表示を決定すること。

(2) 特定最低賃金の新設の申出及び決定

特定最低賃金の新設の申出及び決定は、新産業分類に基づくものとする。

なお、既設の特定最低賃金の適用対象業種の範囲の変更を伴う申出である場合には、その変更が適用対象業種の範囲の拡大又は縮小のいずれであっても新設の申出となり、新設の要件を満たすことが必要であることに留意すること。

(3) 特定最低賃金の廃止の申出及び決定

特定最低賃金の廃止の申出及び決定における件名及び適用対象業種の範囲については、旧産業分類に基づくものとする。

3 地方最低賃金審議会委員及び関係労使への説明

新産業分類に基づく特定最低賃金の改正等が円滑に行われるよう、地方最低賃金審議会各委員及び関係労使に対して、機会をとらえて上記1及び2について説明すること。

また、新産業分類により行われた分類項目の新設等に係る産業の関係労使から特定最低賃金の新設に関する相談等があった場合にも同様に説明すること。

※ 別添1-1抜粋添付

※ 別添1-2及び別添2は添付省略

○統計法(平成十九年法律第五十二号)以下(注)

と(注)第二十八号第一項の規定に基づき、法第九号第九項に規定する統計基準として、産業に属する分類を次のように定め、令和六年四月一日から施行し、同日以後に作成する公的統計(法第二号第三項に規定する公的統計をいう)の表示に適用する。ただし、施行日前に作成する公的統計の表示は、この限りでない。

平成二十五年税務調査(令和四年七月三十一日現在)及び令和二十六年七月三十一日現在調査

産業大目録 中平 第二

- 1 統計基準の名称 日本標準産業分類
- 2 日本標準産業分類を設定する目的 公的統計を産業別に表示する場合において、当該公的統計の統一性と総合性を確保し、利用の向上を図ることを目的とする。
- 3 日本標準産業分類の内容
 - 第一章 一般原則
 - 第1項 産業の定義

日本標準産業分類(以下「本分類」という)における産業とは、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、実際上は、同種の経済活動を営む事業所の総合体と定義される。これには、營利事業と非営利事業がともに含まれるが、家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない。

本分類における事業所とは、経済活動の場(以下「場」という)の単位であり、原則としてその経済活動に次の二つの要件が備わっているものをいう。

- (1) 単一の経営主体により、一区画を占めて行われていること。
 - (2) その区画において、人及び設備を有して継続的に行われていること。
- 具体的な事業所とは、例えば、工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農業等と呼ばれるものである。

区画を識別する際には、一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を「構内」とした上で、「構内」における経済活動が単一の経営主体によるものであるればそれを「一区画」とし、複数の経営主体によるものであれば経営主体ごとにそれぞれを「一区画」とする。

このように区画を識別し難い場合には、売上台帳や貸金台帳等の経済活動に関する帳簿(以下「経営諸帳簿」という)により区別できる範囲を「一区画」とみなすことができる。例えば、道路等により隔られた二つ以上の近接する場所において単一の経営主体により経済活動が行われている場合には、それぞれを別の区画とすることが基本である。しかし、経営諸帳簿によりそれらの場所を区別して扱うことができない場合には、経営諸帳簿により区別できる範囲を「一区画」とみなすことができる。

他方、経済活動が行われる態様は、多種多様なものがあることから、便宜上、次のように取り扱う場合がある。

- (1) 経済活動が一定の場所で行われず、他に特定の事業所を持たない移動販売や個人タクシー等の場合は、事業主の住居を事業所とする。
 - (2) 事業者と雇用契約を結ばず、主に住居において個人で経済活動に従事する場合は、本人の住居を事業所とする。
 - (3) 日々従業員が異なり、貸金台帳も備えられていないような店舗、派出所等は、場所が離れていても原則として別の事業所とせず、それらを管理する事業所に含めて「一事業所」とする。
 - (4) 農地、山林、海面等で行われる農・林・漁業の経済活動については、その場所を事業所とせず、それらの活動を管理している事務所、営業所又は事業主の住居を事業所とする。
- なお、農・林・漁業の場合、一構内(屋敷内)に店舗、工場等があり、そこで農・林・漁業以外の経済活動が行われている場合は、別にそれらの事業所があるものとする。

- (5) 建設工事の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所(個人経営等で事務所を持たない場合は、事業主の住居)を含めて「一事業所」とする。
- (6) 鉄道業において、一構内に幾つかの組織上の機関(保線区、機関区等)がある場合は、その機関ごとに「一事業所」とする。ただし、駅、区等の機関で駅長、区長等の管理責任者が置かれていない場合は、その管理責任者のいる機関を含めて「一事業所」とする。
- (7) 一構内に二つ以上の学校が併設されている場合は、学校の種類ごとに別の事業所とする(この場合の学校とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校又は各種学校とする。)、なお、教育以外の事業を営んでいる経営主体が、同一構内に学校を運営している場合、その学校は、教育以外の事業所とは別の事業所とする。
- (8) 国、地方公共団体については、法令に基づいて設置される独立した一つの機関を「一事業所」として扱う。

また、国、地方公共団体が行う公営企業、公営競技の事業等については、当該企業、事業等を行う機関ごとに「一事業所」とする。

(9) 統計調査の目的によっては、役員等は存在するが、設備を専有していない法人等の場合に、登記上の所在地を事業所とみなす。

以上のほか、事業者の有無を確定することが困難な場合、統計調査によつては事業所の取扱いに若干の相違が生じることがある。例えば、住居で経済活動が行われている場合は、次のように取り扱うことがある。

- ア 住居に事業所があるものとする。
- イ 事業からの収入が収入の主な部分を占めている場合に限り、住居に事業所があるものとする。
- ウ 雇用者のある場合に限り、住居に事業所があるものとする。
- エ 看板類以外の社会的標識のある場所に限り、住居に事業所があるものとする。

また、特定の元請業者の下で多くの下請がなされている場合、下請の事業所をその元請業者の下に一括する場合がある。

第3項 分類の基準

本分類は、事業所で行われる経済活動、すなわち産業を主として以下のような分類の基準に基き、区別し、体系的にまとめたものである。

- (1) 生産に投入される財又はサービスの種類
- (2) 財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）
- (3) 生産される財又はサービスの特徴（用途又は機能）

なお、本分類は、統計調査の対象となる産業の範囲の確定、統計調査の結果の産業別表等に用いられるものである。

第4項 分類の構成

本分類の構成は、大分類、中分類、小分類及び細分類から成る4段階の階層とする。また、分類項目名以外による本分類の各階層の記載に当たっては、大分類項目をアルファベットにより表記するほか、中分類項目を2桁、小分類項目を3桁、細分類項目を4桁の分類番号によりそれぞれ表記する。

第5項 分類の適用単位

本分類を適用する単位は、第2項の事業所の定義に示す事業所である。他方、経済センサス等において、企業等（主として、経済活動を行う会社や法人、個人経営の事業主）を単位とし、その企業等を産業別に分類しようとする場合には、本分類を適用することができ、なお、国勢調査等において、個人を単位として本分類を適用しようとする場合には、その個人の属する事業所に本分類を適用することにより、それを行うことができる。

第6項 事業所の分類に際しての産業の決定方法

本分類により事業所の産業を決定する場合は、事業所で行われている経済活動による。本分類における経済活動とは、生産又は販売する財及び自企業内も含めた他事業所又は消費者に提供されるサービスと細分類項目とからえたものである。なお、その事業所の本来の経済活動以外の一時的な要因によるものは除くものとする。

産業の決定においては、一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定するが、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって決定する。この場合の主要な経済活動とは、これら複数の項目のうち、生産される財、取り扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する付加価値によって決定されるのが最もである。ただし、個々の付加価値の情報を入手するのは実際上困難な場合があり、このような場合には、付加価値を代理する指標として、生産される財の産出額、取り扱われる商品の販売額、提供されるサービスからの取入額等、又はそれらの活動に要した従業員数等を用いることとし、産業はこれらの中で最も大きな割合を占める活動によって決定する。（注）

事業所の産業をこの産業分類に適用（格付）する場合は、上位分類から順次下位分類へと適用する。特に、一事業所において複数の分類項目に該当する経済活動を行っている場合は、まず、それらの経済活動を大分類ごとにまとめ、付加価値等の最も大きいものによって大分類を決定し、次に決定された大分類に該当する経済活動を中分類ごとにまとめ、その付加価値等の最も大きいものによって中分類を決定し、以下同様の方法で小分類、細分類を決定する。なお、農・林・漁家に対する販売又は賃加工サービスの場合は、一般消費者世帯に対するものと同様に振り扱うものとする。

また、事業転換、休業中、設立準備中等の事業所の産業は、次のように取り扱う。
(1) 1年以内の事業の転換が行われた事業所については、原則として転換後の事業を主要な経済活動とする。しかし、転換が一時的であつて、設備等からみて転換前の事業に復帰することが可能であれば、転換前の事業を主要な経済活動とする場合がある。
(2) 季節によって定期的に事業を転換する場合は、調査期日に行う事業とは関係なく、1年間を通じての主要な経済活動とする。

(3) 休業中又は清算中の事業所の産業は、休業又は清算に入る前の経済活動によって決定する。
(4) 設立準備中の事業所は、開始する経済活動によって決定する。
以上が事業所の産業を決定する場合の原則的な方法であるが、主として管理事務を行う本社、支社等の産業、同一経営主体の事業所のみを対象として支援業務を行う事業所及び持分会社といわれる事業所の産業は、次のように取り扱う。

(1) 主として管理事務を行う本社、支社、支所等の産業は、原則として、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動」の該当項目に分類する。
なお、全事業所を通じての主要な経済活動に基づき分類すべき産業中分類の小分類「管理、補助的経済活動」を行う事業所に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。

(2) 同一経営主体の下にある事業所を対象として、輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所については、経営主体の主たる経済活動によって分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動」を行う事業所「の該当項目に分類する。
なお、主たる経済活動を行う主事業所の産業が分類されるべき産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動」を行う事業所に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。

(3) 会社として事業活動を行う一方、経営権を取得した子会社に対する管理機能を持つ、いわゆる事業持株会社である事業所は、当該事業所の主たる経済活動が会社の管理業務である場合には、主として管理業務を行う本社の場合に準じて産業を決定するが、会社としての事業活動を行わず、経営権を取得した会社に対する管理機能（経営戦略の立案・推進、経営

の管理・指導、経営資産の最適配分等）を持つ、いわゆる純粋持株会社である事業所は、大分類「1—学術研究、専門・技術サービス業」の「純粋持株会社（7282）」に分類する。
(4) 上述の場合以外は、原則としてそこにおいて行われている主要な経済活動によって決定する。

第7項 公務の範囲

本分類は、経済活動の種類による分類であつて、公営、民営を問わず同一の経済活動は同一項目に分類される。本分類における公務のうち、国会、裁判所、国の行政機関及びその地方支分部局のほか、都道府県庁、市役所、町村役場及びそれらの地方の事務所等において、立法事務、司法事務又は行政事務を担う機関の事業所が分類される。

ただし、公務以外の産業と同様の業務を行う事業所は、公務以外のそれぞれの産業に分類される。

第2章 分類項目表

大分類	中分類	小分類	細分類
A	農業、林業		
B	漁業		
C	鉱業、採石業、砂利採取業		
D	建設業		
E	製造業		
F	電気・ガス・熱供給・水道業		
G	情報通信業		
H	運輸業、郵便業		
I	卸売業、小売業		
J	金融業、保険業		
K	不動産業、物品賃貸業		
L	学術研究、専門・技術サービス業		
M	宿泊業、飲食サービス業		
N	生活関連サービス業、娯楽業		
O	教育、学習支援業		
P	医療、福祉		
Q	情報サービス業		
R	サービス業（他に分類されないもの）		
S	サービス業（他に分類されないもの）		
T	公務（他に分類されるものを除く）		

大・中・小・細分類項目表	大分類 A 農業、林業	大分類 B 漁業	大分類 C 鉱業、採石業、砂利採取業	大分類 D 建設業
010	010 管理、補助的経済活動を行う事業所 (01 農業) 本社等 0109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	030 管理、補助的経済活動を行う事業所 (03 漁業) 本社等 0309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	050 管理、補助的経済活動を行う事業所 (05 鉱業、採石業、砂利採取業) 本社等 0509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	060 管理、補助的経済活動を行う事業所 (06 建設業) 本社等 0609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
011	011 耕作農業 0111 水作農業 0112 水作以外の耕作農業 0113 野菜作農業 (きのこの類の栽培を含む) 0114 果樹作農業 0115 花き作農業 0116 工芸農作物農業 0117 はれいしよ・かんしよ作農業 0119 その他の耕種農業	031 養蚕農業 0311 畜産農業 0312 肉用牛生産業 0313 養豚業 0314 養鶏業 0315 畜産類似業 0316 養蚕農業 0317 その他の畜産農業 0318 農業サービスマスター業 (園芸サービスマスター業を除く) 0319 製作用・果樹作サービスマスター業 0321 製作用・果樹作以外の制作用サービスマスター業 (01 農業を除く)	051 内水面漁業 0511 魚類養殖業 0512 貝類養殖業 0513 藻類養殖業 0514 貝類養殖業 0515 貝類養殖業 0516 貝類養殖業 0517 貝類養殖業 0518 貝類養殖業 0519 貝類養殖業	061 建設業 0611 一般土木建築工事業 0612 一般土木建築工事業 0613 一般土木建築工事業 0614 一般土木建築工事業 0615 一般土木建築工事業 0616 一般土木建築工事業 0617 一般土木建築工事業 0618 一般土木建築工事業 0619 一般土木建築工事業
012	012 林業 0121 育林業 0122 木材生産業 0123 製材業 0124 製材業 0125 製材業 0126 製材業 0129 その他の林業	032 養蚕農業 0321 養蚕農業 0322 養蚕農業 0323 養蚕農業 0324 養蚕農業 0325 養蚕農業 0326 養蚕農業 0327 養蚕農業 0328 養蚕農業 0329 養蚕農業	052 内水面漁業 0521 魚類養殖業 0522 魚類養殖業 0523 魚類養殖業 0524 魚類養殖業 0525 魚類養殖業 0526 魚類養殖業 0527 魚類養殖業 0528 魚類養殖業 0529 魚類養殖業	062 建設業 0621 一般土木建築工事業 0622 一般土木建築工事業 0623 一般土木建築工事業 0624 一般土木建築工事業 0625 一般土木建築工事業 0626 一般土木建築工事業 0627 一般土木建築工事業 0628 一般土木建築工事業 0629 一般土木建築工事業
013	013 製作用・果樹作サービスマスター業 (園芸サービスマスター業を除く) 0131 製作用・果樹作サービスマスター業 0132 製作用・果樹作サービスマスター業 0133 製作用・果樹作サービスマスター業 0134 製作用・果樹作サービスマスター業 (01 農業を除く)	033 養蚕農業 0331 畜産農業 0332 肉用牛生産業 0333 養豚業 0334 養鶏業 0335 畜産類似業 0336 養蚕農業 0337 その他の畜産農業 0338 農業サービスマスター業 (園芸サービスマスター業を除く) 0339 製作用・果樹作サービスマスター業 0341 製作用・果樹作以外の制作用サービスマスター業 (01 農業を除く)	053 内水面漁業 0531 魚類養殖業 0532 魚類養殖業 0533 魚類養殖業 0534 魚類養殖業 0535 魚類養殖業 0536 魚類養殖業 0537 魚類養殖業 0538 魚類養殖業 0539 魚類養殖業	063 建設業 0631 一般土木建築工事業 0632 一般土木建築工事業 0633 一般土木建築工事業 0634 一般土木建築工事業 0635 一般土木建築工事業 0636 一般土木建築工事業 0637 一般土木建築工事業 0638 一般土木建築工事業 0639 一般土木建築工事業
014	014 製作用・果樹作サービスマスター業 (園芸サービスマスター業を除く) 0141 製作用・果樹作サービスマスター業 0142 製作用・果樹作サービスマスター業 0143 製作用・果樹作サービスマスター業 0144 製作用・果樹作サービスマスター業 (01 農業を除く)	034 養蚕農業 0341 畜産農業 0342 肉用牛生産業 0343 養豚業 0344 養鶏業 0345 畜産類似業 0346 養蚕農業 0347 その他の畜産農業 0348 農業サービスマスター業 (園芸サービスマスター業を除く) 0349 製作用・果樹作サービスマスター業 0351 製作用・果樹作以外の制作用サービスマスター業 (01 農業を除く)	054 内水面漁業 0541 魚類養殖業 0542 魚類養殖業 0543 魚類養殖業 0544 魚類養殖業 0545 魚類養殖業 0546 魚類養殖業 0547 魚類養殖業 0548 魚類養殖業 0549 魚類養殖業	064 建設業 0641 一般土木建築工事業 0642 一般土木建築工事業 0643 一般土木建築工事業 0644 一般土木建築工事業 0645 一般土木建築工事業 0646 一般土木建築工事業 0647 一般土木建築工事業 0648 一般土木建築工事業 0649 一般土木建築工事業
020	020 管理、補助的経済活動を行う事業所 (02 林業) 本社等 0209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	040 管理、補助的経済活動を行う事業所 (04 水産業) 本社等 0409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	054 内水面漁業 0541 魚類養殖業 0542 魚類養殖業 0543 魚類養殖業 0544 魚類養殖業 0545 魚類養殖業 0546 魚類養殖業 0547 魚類養殖業 0548 魚類養殖業 0549 魚類養殖業	065 建設業 0651 一般土木建築工事業 0652 一般土木建築工事業 0653 一般土木建築工事業 0654 一般土木建築工事業 0655 一般土木建築工事業 0656 一般土木建築工事業 0657 一般土木建築工事業 0658 一般土木建築工事業 0659 一般土木建築工事業

